

病床機能報告制度の見直しに係る分科会の設置について

国の医療計画の見直し等に関する検討会では、「平成29年度の病床機能報告の結果においても、病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量とを単純に比較し、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているとの誤解を生じている」ことから、「定量的な基準の導入も含めて病床機能報告の改善を図る必要がある」としている。

このため、津山・英田圏域地域医療構想調整会議においても、平成30年度の病床機能報告（H30.7時点）に向けて、次のとおり分科会を設置して、国の動向をにらみながら、各医療機関が適切に対応できるよう検討を行う。

記

1 名称

病床機能報告制度の見直しに係る分科会

2 設置根拠

要綱第6条第3項

※「議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。」

3 所掌事務

要綱第2条第3号に掲げる事項

※「病床機能報告制度による医療提供体制の課題に関する事項」

4 構成員

今後検討する。

5 開催時期

平成30年9月頃

議題 資料7「年間スケジュール」を参照

6 その他